

## 登園許可証(医療機関が記入)

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

○印	病名	登園停止期間
1	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
2	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(乳児から幼児については3日※①)を経過するまで
3	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
4	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
5	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	結核	感染の恐れがなくなるまで
7	流行性角結膜炎(はやり目)	感染の恐れがなくなるまで
8	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
9	腸管出血性大腸菌感性症(O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	咽頭結膜炎(プール熱)	主症状が消失した後2日を経過するまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 乳児から幼児については、ウィルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

宗方東保育園

園児名

出席停止期間      月      日から      月      日まで

月      日から登園してもよいことを証明します

医療機関名

医師名

印又はサイン

切り取り

## 登園許可証(医療機関が記入)

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

○印	病名	登園停止期間
1	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
2	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(乳児から幼児については3日※①)を経過するまで
3	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
4	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
5	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	結核	感染の恐れがなくなるまで
7	流行性角結膜炎(はやり目)	感染の恐れがなくなるまで
8	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
9	腸管出血性大腸菌感性症(O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	咽頭結膜炎(プール熱)	主症状が消失した後2日を経過するまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 乳児から幼児については、ウィルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

宗方東保育園

園児名

出席停止期間      月      日から      月      日まで

月      日から登園してもよいことを証明します

医療機関名

医師名

印又はサイン